

地震・火山噴火予知研究協議会内規（計画推進部会）

平成18年6月28日制定

平成19年4月17日改定

平成21年4月18日改定

平成26年5月15日改定

平成26年9月18日改定

平成28年4月28日改定

平成29年4月20日改定

（趣旨）

第1条 この内規は、東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会（以下、「協議会」という。）規則第9条第3項の規定に基づき、協議会計画推進部会（以下「計画推進部会」という。）の組織と運営について定める。

（目的）

第2条 計画推進部会は、科学技術・学術審議会（測地学分科会）建議等に基づく地震・火山噴火観測研究計画を、広範な研究者の参加の下に、円滑に推進することを目的とする。

（任務）

第3条 計画推進部会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号を実行する。

- (1) 観測研究計画を企画部に提案する。
- (2) 観測研究計画の推進及び計画実施にあたる。
- (3) 計画の実施状況及び成果を企画部に報告する。

（組織）

第4条 次の計画推進部会を置く。

- (1) 「海溝型地震」計画推進部会
- (2) 「内陸地震」計画推進部会
- (3) 「火山」計画推進部会
- (4) 「地震先行現象・地震活動評価」計画推進部会
- (5) 「地震動・津波等の事前予測・即時予測」計画推進部会
- (6) 「地震・火山災害」計画推進部会
- (7) 「史料・考古」計画推進部会
- (8) 「データベース・データ流通」計画推進部会
- (9) その他協議会で決定された計画推進部会

（構成員と任期）

第5条 前条で定めた計画推進部会に部会長と副部会長を置く。

- 2 計画推進部会は大学等の研究者及び行政機関、国立研究開発法人等の研究者等の部会員から構成される。

3 部会長、副部会長及び部会員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(構成、部会長、部会長、部会員の決定)

第6条 計画推進部会の部会長、副部会長及び部会員は、企画部の提案に基づき、協議会で定める。

(庶務)

第7条 計画推進部会の事務は、地震研究所地震火山噴火予知研究推進センターにおいて処理する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、協議会の議を経て行う。

附則

この内規は、平成18年6月28日から施行する。

附則

この内規は、平成19年4月17日から施行する。

附則

この内規は、平成21年4月18日から施行する。

附則

この内規は、平成26年5月15日から施行する。

附則

この内規は、平成26年9月18日から施行する。

附則

この内規は、平成28年4月28日から施行する。

附則

この内規は、平成29年4月20日から施行する。